

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年12月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300313号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300066号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年3月31日の標準賞与額を9万8,000円、平成18年3月31日の標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

平成16年3月31日及び平成18年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年3月31日及び平成18年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年3月31日
② 平成18年3月31日

A社に勤務していた当時、3月の確定申告業務が終わった際に賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間の賞与記録がないことから、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された平成16年分及び平成18年分の所得税の確定申告書A控(以下「確定申告書」という。)並びに同僚から提出された各請求期間の賞与明細書により、請求者は、A社から請求期間①及び②に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、請求者の確定申告書及び上記同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料額から、平成16年3月31日は9万8,000円、平成18年3月31日は16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間①及び②に係る請求者の届出や保険料納付について事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300318号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2300027号

第1 結論

平成元年4月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年4月から平成4年3月まで

請求期間のうち、平成元年4月から平成3年3月まではA事業所のB職であり、同事業所の指導に従い国民年金に加入し、同年4月から平成4年3月までは二つの大学に非常勤講師として勤務しており、引き続き国民年金に加入していた。

請求期間に係る国民年金保険料の納付記録がないが、当該期間に係る保険料は、毎月、C市役所D出張所で納付していたので、当該期間を国民年金保険料納付済期間としてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成元年4月頃にC市役所D出張所で国民年金の加入手続を行い、その後毎月同出張所で国民年金保険料を納付していた旨陳述しているところ、オンライン記録により、請求者は、平成元年4月1日付けで国民年金被保険者資格を取得し、当該取得手続は同年4月17日に処理されたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、平成3年12月5日に請求者に対し平成2年度以前の国民年金保険料の未納分に係る納付書(過年度納付書)が作成されており、平成元年4月以降毎月保険料を納付していたとする請求者の主張と一致しない。

また、C市は、請求者の国民年金の加入記録及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は、保存年限経過のため保管していない旨回答している。

さらに、A事業所は、請求者は平成元年4月1日から平成3年3月31日まで同事業所のB職であり、支給していた給与については年末調整を行っていたが、保険料控除申告書及び給与所得の源泉徴収票は保管していない旨回答しているほか、請求者が平成3年4月から非常勤講師として勤務していたとする二つの大学及び平成4年4月に就職した大学からも、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付をうかがわせる資料(保険料控除申告書等)を得ることができない。

加えて、請求者は、請求期間について確定申告は行わなかった旨陳述し、C市からも、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付をうかがわせる資料（課税証明書等）を得ることができない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。